

# 移住新生活応援補助金

日南市は子育て世代の移住促進を図るため、**本市に移住する若年世代の夫婦、又は子育て世代の移住者**に対し補助金を交付します。

## 対象者（すべてに該当すること）

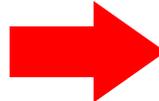
- ① 本市の移住相談窓口に移住相談を行っていることに加え、申請日時点で世帯全員が本市へ**転入後1年以内**（R5.6月末までに転入の場合は「転入後1カ月以上1年以内」と読み替える。）であること。（※令和5年度の申請期限は令和6年3月31日までとなります。）
- ② 申請日の属する年度の4月1日時点で、**本人又はその配偶者のどちらかが45歳未満**、もしくは、**中学校修了前までの子どもを養育し同居している**こと。
- ③ 世帯全員が住民票を移す直前に5年以上、市外に在住していたこと。
- ④ 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住していること。
- ⑤ 本市に移住後は5年以上、継続して居住する意思を有すること。
- ⑥ 本市に移住後は地域の自治会活動等へ積極的に参加すること。
- ⑦ 世帯全員に日南市及び移住元自治体での市税等に滞納のないこと。

チェック欄	
①	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>

## 補助額

**一世帯10万円 + 子育て加算(※1)**

※1：中学校修了前までの子ども一人につき5万円を加算



**最大20万円を支給**

## 申請方法

以下の必要書類を揃え、日南市未来創生課へ御提出ください。

- ① 交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
- ② 移住元での世帯全員分の住民票除票の写し（又は戸籍附票の写し）  
※移住元での住所地、在住期間の確認ができ、世帯全員の続柄の記載があるもの。
- ③ 市税等に滞納の無いことを証明する書類（日南市及び移住元自治体）  
※日南市分は以前に日南市に住所を有していた方のみ提出

チェック欄	
①	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>

※申請内容の確認のため、**本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び申請書に記載された振込先口座の預金通帳又はキャッシュカードをご提示ください。（提出は不要）**

## 【補助金申請までの流れ】

※予算に限りがあるため、**先着順で受け付け、内容を確認のうえ交付を決定し、予算枠に達し次第終了となります。**



【この件に関する問合せ先】 日南市 未来創生課 人口問題対策係

TEL:0987-31-1128 E-mail:jinko@city.nichinan.lg.jp